

◎新潟県告示第280号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成28年3月8日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五十子平真田線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
十日町市海老字箕竈928番2から	新	22.6～36.6メートル	147.6メートル
同市海老字箕竈928番11まで	旧	22.6～36.0メートル	147.6メートル